

平成 29 年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第 1 回就労支援専門部会

平成 29 年 6 月 23 日 (金)
文京区民センター2階 A会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 昨年度の議論の整理と振り返り

[資料第 1-1 号] [資料第 1-2 号] [資料第 1-3 号]

(2) 今年度の議論について

[資料第 2-1 号] [資料第 2-2 号] [資料第 2-3 号] [資料第 2-4 号]

(3) 支援者の企業体験について

(4) 中小企業体験助成金の説明と意見交換

(5) その他

平成29年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

各専門部会に対する下命事項は下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進ちよく状況及び議論の方向性を報告する。

また、各専門部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みを検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

4 障害当事者部会

障害当事者からの情報発信等についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

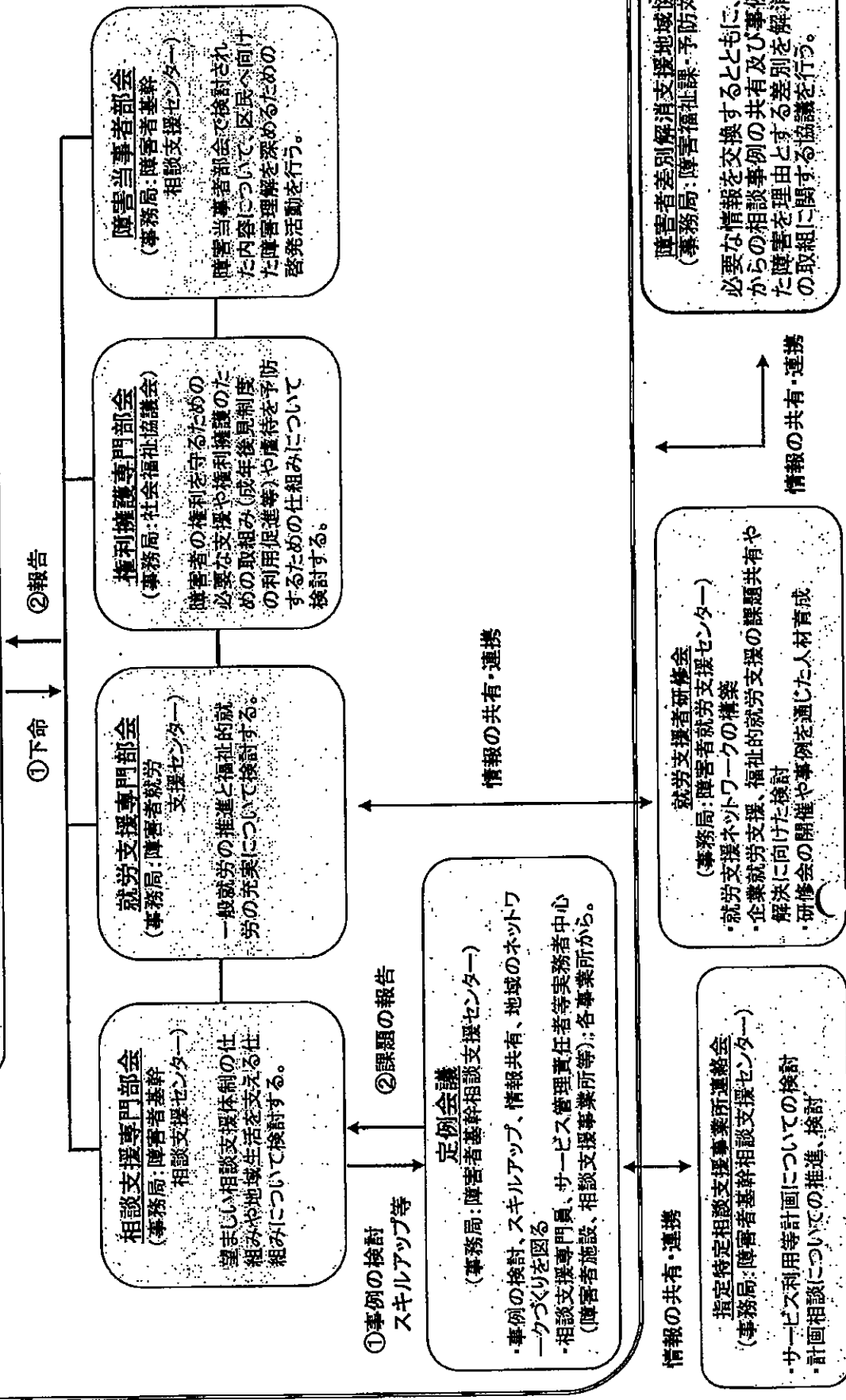
平成29年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回			第2回	第2回	第3回	第3回	第3回		第4回
相談支援 専門部会				第1回			第2回	第2回	第3回	第3回		
就労支援 専門部会				第1回			第2回	第2回	第3回	第3回		
権利擁護 専門部会						第2回		第3回			第4回	
障害当事者 部会			第1回		第2回		第3回		第4回			第5回

文京区障害者地域自立支援協議会

親会 (事務局:障害福祉課)

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を検討する。
また、障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消に向けた取り組みを検討する。



①事例の検討
スキルアップ等

定例会議
(事務局:障害者基幹相談支援センター)
・事例の検討、スキルアップ、情報共有、地域のネットワークづくりを図る
・相談支援専門員、サービス管理責任者等実務者中心(障害者施設、相談支援事業所等);各事業所から。

②課題の報告

障害当事者部会
(事務局:障害者基幹相談支援センター)
障害当事者部会で検討された内容について、区民への啓発活動を行う。

権利擁護専門部会
(事務局:社会福祉協議会)
障害者の権利を守るための必要な支援や権利擁護のための取り組み(成年後見制度の利用促進等)や虐待を予防するための仕組みについて検討する。

就労支援専門部会
(事務局:障害者就労支援センター)
一般就労の推進と福祉的就労の充実について検討する。

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を検討する。
また、障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消に向けた取り組みを検討する。

情報の共有・連携

指定特定相談支援事業所連絡会
(事務局:障害者基幹相談支援センター)
・サービス利用等計画についての検討
・計画相談についての推進、検討

就労支援者研修会
(事務局:障害者就労支援センター)
・就労支援ネットワークの構築
・企業就労支援、福祉的就労支援の課題共有や解決に向けた検討
・研修会の開催や事例を通じた人材育成

情報の共有・連携

障害者差別解消支援地域協議会
(事務局:障害福祉課・予防対策課)
必要な情報を交換するとともに、障害者等からの相談事例の共有及び事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

3タイプの実習

		企業就労を目指していない人の実習	
		② 作業系	③ ゆたかな人生系
採用前提 の事前実習	① 企業就労を 目指す人の実習	見学・少し体験 (成功体験・自信、興味)	
	企業での 実習	チャレンジ アセスメント 適職さがし	— ※社会見学など
区役所での 実習	チャレンジ アセスメント 適職さがし	社会参加 高い工賃 (達成感・やりがい)	体験の場 (ゆたかな人生) (社会参加)
	—	—	—

(ポイント)

※それぞれのマトリックスの中でも難易度が、高い…低いがある。

※それぞれのマトリックスの中でも、作業の種類がある。

実習の分類

①企業就労を目指す人の実習

…就労を想定しチャレンジ、適職探し（自分の適性を知る）、支援者のアセスメント

②企業就労を目指していない人の実習（作業系）

…社会参加、高い工賃（達成感・やりがい）

③企業就労を目指していない人の実習（ゆたかな人生系）

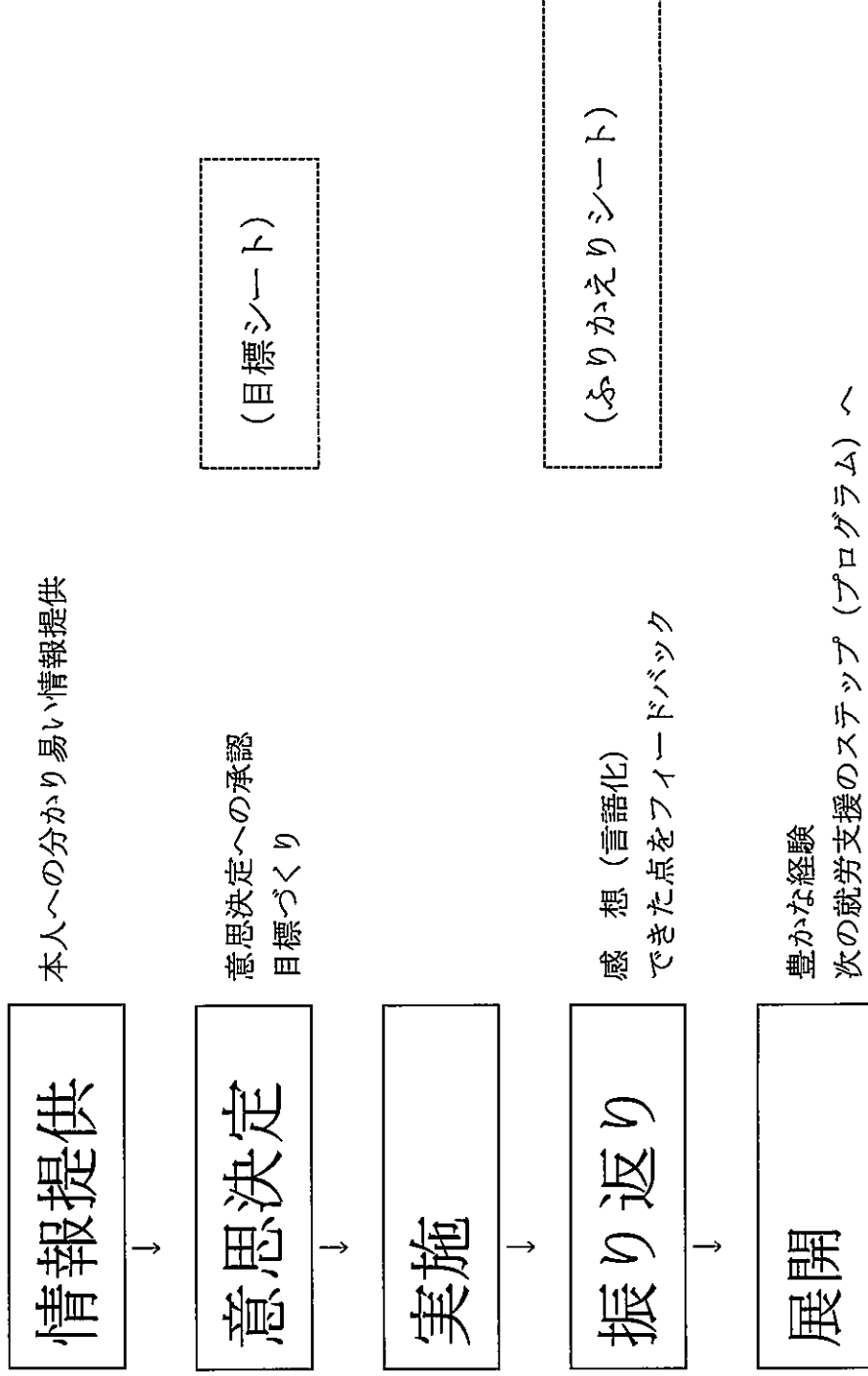
…体験の場（ゆたかな人生体験）

※実習を行う目標を、事前に一緒に考え確認することが体験の内容を深める。

※実習をより貴重な体験にするためには、フィードバックが重要。

※事前の目標に対してのふりかえりが次につながる。

目標シート・ふりかえりシートについて



以下の内容について検討したいと思います

- ① みなさんの事業所で使っている実習の目標シートがありますか。ありましたらご持参ください。
又は、実習についての事前の話し合いなど行っている場合は、どのような話し合いかを教えてください。
- ② みなさんの事業所で使っている実習のふりかえりシートがありますか。ありましたらご持参ください。
又は、実習についての事後のふりかえりの話し合いなど行っている場合は、どのような話し合いかを教えてください。
- ③ 発注いただいた部署への事前の情報提供やフィードバックについて、ご意見をお願いします。

※例：配慮事項や障害の理解に関する内容について。

実習の主旨や目的について。

実習の成果報告やお礼について。

以上よろしくお願い致します。

障害者インターンシップ実習生振り返りシート

H 年 月 日

氏名・所属 _____

障害程度 _____

実習課 _____

実習内容 _____

1 実習生の就労意欲の変化

(1) 今日の感想（聞き取り）

内容

(2) 施設以外で就労したことについてどう思ったか。（聞き取り）

内容

(3) 施設以外でも働いてみたいか。（聞き取り）

2 実習生のスキルアップ

(1) 仕事の難易度 (とても簡単・簡単・普通・難しい・とても難しい)

(2) 仕事の量 (とても少ない・少ない・普通・多い・とても多い)

(3) 作業量の推移……支援員より報告

障害者インターンシップ アンケート（精神）

この度は、障害者インターンシップにご協力をいただき、ありがとうございました。今後の課題等を検証するため、アンケートのご記入をよろしくお願いたします。

課名 _____ 記入者 _____ (今回の記入 回目)

1. 精神障害のある人に対するイメージは？

(大きく変わった・やや変わった・あまり変わらない・全く変わらない)

理由： _____

2. 今回の実習に支援員（施設などの職員）による支援は必要だと思いますか？

(必要・どちらでも良い・不要)

理由： _____

3. 仕事内容についてはどう思われましたか？

(適切・難しい・簡単)

内容： _____

4. 仕事を依頼してみてどうでしたか？

(よかった・大変だった・どちらともいえない)

理由： _____

5. 精神障害のある人と一緒に働くことについて

(受け入れられる ・受け入れられない ・どちらとも言えない)

理由： _____

6. 精神障害者の雇用について、どのように考えますか？

(進めるべき ・止めたほうが良い ・どちらとも言えない)

理由： _____

7. 今回のインターンシップで何か気づいた点がありましたらご記入をお願いします。

◆ご記入ありがとうございました。◆ 障害者就労支援センター ☎5805-1600

障害者インターンシップ アンケート（知的）

この度は、障害者インターンシップにご協力をいただき、ありがとうございました。今後の課題等を検証するため、アンケートのご記入をよろしくお願いいたします。

課名 _____ 記入者 _____ (今回の記入 回目)

2. 知的障害のある人に対するイメージは？

(大きく変わった・やや変わった・あまり変わらない・全く変わらない)

理由： _____

2. 今回の実習に支援員（施設などの職員）による支援は必要だと思いますか？

(必要・どちらでも良い・不要)

理由： _____

3. 仕事内容についてはどう思われましたか？

(適切・難しい・簡単)

内容： _____

4. 仕事を依頼してみてどうでしたか？

(よかった・大変だった・どちらともいえない)

理由： _____

5. 知的障害のある人と一緒に働くことについて

(受け入れられる ・受け入れられない ・どちらとも言えない)

理由： _____

6. 知的障害者の雇用について、どのように考えますか？

(進めるべき ・止めたほうが良い ・どちらとも言えない)

理由： _____

7. 今回のインターンシップで何か気づいた点がありましたらご記入をお願いします。

◆ ご記入、ありがとうございました◆ 障害者就労支援センター 5805-1600

研修タイムスケジュール・3日間コース（案）


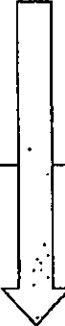
<実習のテーマ>

- 1日目：企業の中での障害者支援について学ぶ
- 2日目：トラブル時の対応・他機関との連携
- 3日目：職員の健康管理・情報管理

<実習のポイント>

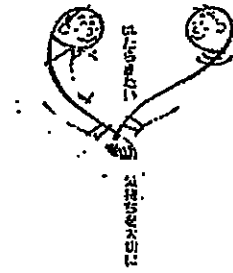

- 1日目：社員である障害者は福祉現場とは違い、企業人としての自覚が求められる。そのような環境の中で、支援員は「障害者に寄り添う」だけでなく、「同じ社会人として対応する」ことが求められる。
- 2日目：仕事をしていく中でトラブルは付き物であるが、障害者の中には自分自身では解決できない場合が少なくない。普段と体調や勤務態度に異変を感じたならば、すぐさま聞き取りを行い、場合によっては別室にて面談を行う。その原因が仕事面からではなく、生活面から来ているのであれば、就労支援センターに情報提供し対応をお願いする。
- 3日目：支援員は社員の業務に支障が出ていないかどうか日々の健康管理を行い、ヒアリングや面談で得た情報をデータベース化する。その情報を本社と共有し、予防と再発防止に役立てる。

<タイムスケジュール>

	1 日目	2 日目	3 日目
8:45	ラジオ体操・朝礼	ラジオ体操・朝礼	ラジオ体操・朝礼
9:00	会社紹介 VTR 職場案内 (パンフ) 技能職と補助職の業務内容説明	健康表チェック 巡回ヒアリング コミュニケーションノート記入	健診予約・健診結果ファイリング (検診時は補助職・聴覚障害者等をサポートするため同行)
10:00	補助職の館内集配 (2 コース) 同行	就労支援センター巡回対応 	講義) 支援記録の管理・活用について
11:00	補助職キャリア支援 (例: ビジネスマナー講座)		講義) 産業医の役割について
12:00	昼食	昼食	産業医面談 (第 2 木曜日)
13:00	ストレッチ、昼礼 補助職の館内集配 (3 コース) 同行	ストレッチ、昼礼 選考会 (業務支援相談担当) 選考会がない場合は、実習生の受入対応の講義	昼食
14:00	職場面談 (2 人)		支援 mtg (本社との Web 会議)
15:00	補助職とバラシ作業を一緒にやりながら体調や精神状態をチェック		(未定)
16:00	指導員・技能職との情報交換 mtg 講義) 合理的配慮について	講義) セミナー・研修への積極的参加の意義 ・他機関との連携 ・社員へのレクチャー ・補助職への教育	講義) ストレスチェックについて
17:00	17:40~レクチャー	神田東クリニックのスタッフサポートシート活用 17:40~レクチャー	振り返り 17:40~レクチャー
17:45	退社	退社	退社

文京区内の中小企業の皆さん！

障害者の職業体験の 受入れをしてみませんか？

どんな仕事を
お願いできる
の？

障害者雇用を
考えているが、
どうしたらいいか
わからない

受け入れるときは
どんなことが必要？

企業のみなさんも職業体験を受
入れてみませんか？

- ・いっしょに考えましょう
- ・必要な配慮についても
ご相談ください
- ・体験中のサポートを行います

文京区中小企業 障害者職業体験受入れ助成事業 受入れ先企業の申し込みを募集中！

この事業は事業主の障害者雇用を支援するものです。障害者が職業体験する場を提供していただき、障害者雇用に向けた前準備や、社会貢献の機会となることを目的としています。

職業体験受入れ奨励金

- ・1日2時間以上4時間未満 ……1日につき 2,000円 の助成
- ・1日4時間以上 ……1日につき 4,000円 の助成

※ 事業主の資金負担等はありません。
(上記金額の助成及び障害者の方への保険加入・訓練手当の支給は文京区が行います。)

※ 「職業体験受入れ」とは、いわゆるインターンシップ(実習生受入れ)と同様で、雇用関係にあるものではありません。

雇用促進奨励金

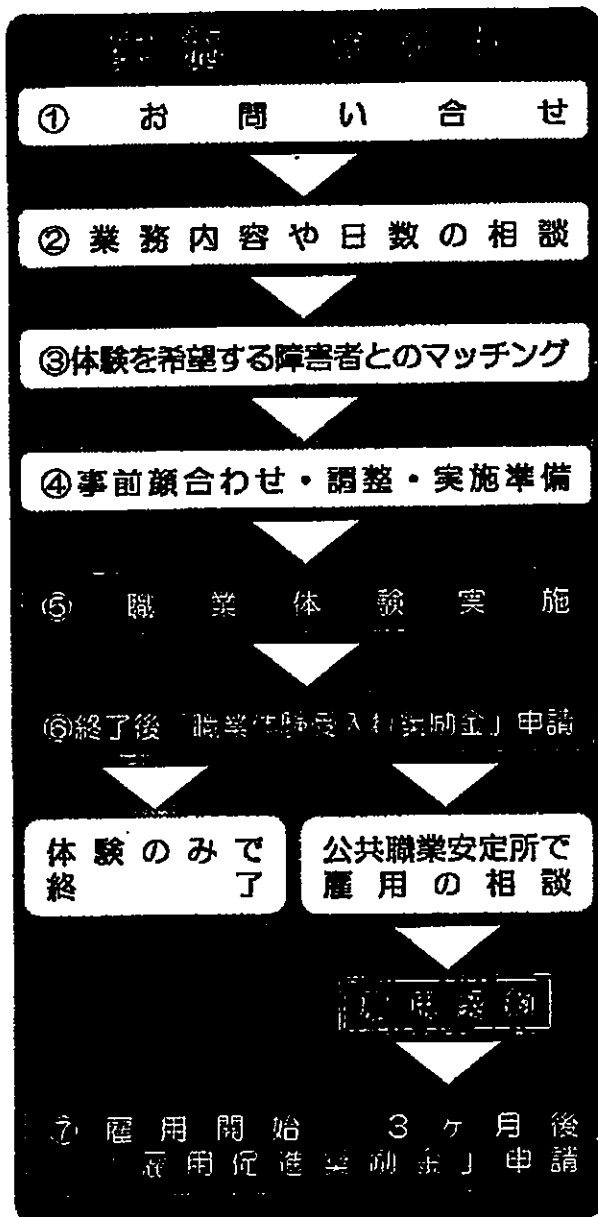
職業体験受入れを経て、正式に雇用した場合……10万円を助成

平成28年4月から、「障害者差別解消法」が施行されま
した。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が
改正され、雇用の場では不当な差別的取扱いの禁止と
合理的配慮の提供が義務となりました。

障害者ができる仕事や必要な配慮につ
いての相談や雇用後の定着支援など、
「文京区障害者就労支援センター」が
お手伝いします！
(詳細は裏面をご参照ください)


※平成29年4月時点の情報です。
※この配布物は事業主が対象のものです。

文京区中小企業障害者職業体験受入れ助成事業




障害者が行っている仕事(例)

様々な職場事例をもとにアドバイスいたします！



会社

- ・文書シュレッダー
- ・リサイクル品分別
- ・コピー用紙補充
- ・入力業務
- ・書類のPDF化
- ・ファイリング
- ・伝票整理
- ・軽作業



店舗

- ・食器洗浄
- ・商品陳列
- ・店内清掃
- ・袋詰め
- ・チラシ配り
- ・開店前準備
- ・軽作業

助成にあたっての事業者の要件

職業体験受入れ奨励金 (1日当り2時間以上の職業体験受入れ実施の場合)

- ・文京区内に就業場所がある中小企業。
- ・雇用保険に加入している。
- ・職業体験受入れ実施前に文京区障害者就労支援センターに相談し、事業利用の届出を行っている。

雇用促進奨励金 (体験を経て正式採用した場合)

- ・職業体験受入れを経て同一の障害者を継続的に雇用。
- ・3ヶ月以上雇用継続している。
- ・公共職業安定所を経由して雇用した。
- ・職業体験受入れ奨励金の対象者である。

●ご相談先

文京区障害者就労支援センター
 〒113-0033 文京区本町4-15-14
 文京区民センター11F
 TEL: 03-5805-1600 / FAX: 03-5805-1601

障害者職業体験受入れ... 申込希望 ・ ご相談希望 (どちらかに○をおつけください)
 (※このままFAX送信していただいても構いません)

事業所名	
担当部署・担当者名	
電話番号	

印刷物番号 (決定次第記入)